

<研究ノート>

アメリカ資本主義と「民衆」

——秋元英一『ニューディールとアメリカ
資本主義』を中心とした一覚書——

楠 井 敏 朗

I. はじめに

秋元英一『ニューディールとアメリカ資本主義——民衆運動史の観点から——』（東京大学出版会、1989年）を読んだ。400頁を超えるこの大著を読み終え、まず心に浮かんだことは、本書がこれまでのわが国アメリカ経済史研究の方法と中身を根本から変えた力作であるということであった。

戦後のわが国アメリカ経済史研究は、改めて述べるまでもないが、鈴木圭介の研究に導かれて展開して来たといっても過言ではない。その1つの成果、鈴木圭介編『アメリカ経済史』I、II（東京大学出版会、1972年、1988年）は、植民地時代から1920年代までのアメリカ資本主義の成立と発展を、内外の研究成果を受けとめ、消化しながら、独自の的方法論にそって可能なかぎり体系的に論述しようと試みたもので、わが国アメリカ経済史研究の現段階での1つの標準的成果であると評価されてよいものである。いかなる社会層がアメリカ資本主義の成立と展開を担ったか、そしてそれに伴っていかなる諸問題が生じたかが、そのなかで問われている。

秋元「ニューディール史」は、鈴木編著書で描き出されたこのような「アメリカ資本主義像」とは著しく異なった別の世界を作り出した。もちろん研究領域が重なっていないという点が指摘されなければならない。しかし、予定されている『アメリカ経済史』IIIが近年中に出版されたとしても、その相違は恐らく歴然たるものがある。

鈴木編著書を支えて来た方法は、「大塚史学」、「史的唯物論」、「精密な実証主義」の3つであった。これが1つに融合って同編著書が書かれた。これに対し

て秋元「ニューディール史」は、これらの方法と完全に絶縁している。それを支えているのは、「マクロ・エコノミックス」、1960年代以降アメリカで急速に発達した「ニュー・レイバー・ヒストリー」、「ニュー・ソーシャル・ヒストリー」、「ニュー・ルーラル・ヒストリー」——著者の用語で一言でいえば、「民衆史」——、そして鈴木編著書のばあいとは別の意味での「実証主義」である。一時期アメリカで流行した計量経済史（ニュー・エコノミック・ヒストリー）の方法は、成果は別として殆ど継承されていない。

鈴木編著書がこれまで輸入学問に過ぎなかったわが国のアメリカ経済史研究に対して、独自の問題意識を提示し、アメリカ経済史の大きな流れを批判可能な形で体系的に整序した通史で研究史上忘れることの出来ない成果であったのに対して、秋元「ニューディール史」は、個々の名もない「民衆」の営為がどのような形で一国の政治や経済とかかわり合うかを問いながら、鈴木編著書の構想とは別の「アメリカ資本主義の歴史像」を構築しようとした点で、野心的な労作であったといえる。

鈴木『アメリカ経済史』I、II、とくにIIについて指摘されている欠点にはいろいろあるが、共同執筆者の一人として反省を籠めて記しておけば共著書の性格上止むを得なかったことなのだが、個々の章節で部分的には興味ぶかい論点や事実の指摘が煌星のごとく含まれていながら、それらが一体となって1つの「歴史像」に結実されなかった点である。

同じ時期のアメリカ資本主義の動態把握をめざしながら、産業（製造業・鉱山業、鉄道業、農業等）と金融との関連、企業金融と貨幣＝信用構造の関連、資本蓄積と労働問題の関連、あるいは外国貿易や国際間資本取引とアメリカの企業活動とのかかわり、そしてア

メロカ史を問題にする際にどうしても見逃すことの出来ない各州の政治・経済と連邦政府の経済政策とのかかわりなど、この種の標準的な意欲的著作において読者の最も期待している諸問題に十分論及し得なかったこと、したがって、南北戦争から大恐慌までのアメリカ経済の発展を取扱いながら、産業構造、貿易構造、金融構造、労働市場、国際間資本移動等の分析を通じて、その発展が究極のところ「内部成長型」発展であったこと、つまり、基本的には勤労民衆の自己の労働に基づく生産と蓄積が基礎になって、資本主義が成立し発展した型の経済発展であったことを明らかにするに留めて、政治史の領域にまで立ち入って言及しなかったことにある。例えば20世紀初頭の「革新主義」の運動 (progressive movement, 1901-1917年) の歴史的評価や、第一次世界大戦参加 (1917年) に対する経済史的評価の欠如などが指摘されよう。このことは鈴木編著書 I で独立戦争や南北戦争の経済史的意味が問われたこととの決定的な相違であった。

これに対して、秋元「ニューディール史」が読者の関心を惹くのは、ニューディール期のアメリカ合衆国の動きを「民衆史」、「民衆運動史」を基底におきながらも政治・経済の問題と関連づけ多面的に描き出し、「民衆史」、「民衆運動史」を「経済史」や「政治史」と関連づけ、これらを一体にして「ニューディール」に関する総合的な「歴史像」に——それもこれまでの通説に対する批判的「歴史像」に仕上げたところにある。

歴史学は、一方で、「一般性」、「法則性」、「因果連関性」を問う科学 (社会科学または人文科学) の性格をもつものでありながら、他方、同時に、同じ事柄が2度繰り返し発生することのない個性をもった歴史事実を生き生きと再現する物語でなければならないと私は思う。

秋元「ニューディール史」は、どちらかといえば後者の性格が強いように思われるが、そうしたなかで前者の試みも同時に追求されていて、読みだこえのある研究書に仕上がった。

以下、このような総体的評価を確認するため、いくらか内容に立ち入りながら秋元「ニューディール史」の特色を多面的に浮彫りしつつ、今後つぎつぎと試みられるであろう「民衆史」あるいは「民衆運動史」と「経済史」あるいは「政治史」の相関の問題を考察してゆきたいと思う。

II. 秋元「ニューディール史」の方法

秋元「ニューディール史」は、僅か5頁足らずの終章を含め、6つの章から構成されている。すなわち、

第1章 1929年大恐慌とアメリカ資本主義

第2章 中西部ラディカリズムとニューディール——農民叛乱から労農革新主義へ——

第3章 南部農民運動とニューディール——共同体の崩壊と再生——

第4章 ローズヴェルト連合とニューディールの経済学

第5章 ニューディールとアメリカ資本主義——歴史的展望——

終章 結語

まず第1章で秋元「ニューディール史」は、わが国の研究史を跡づけ、整理しながら、第1に、ニューディールに関する新川健三郎の研究と小松聡の研究の性格上の相違を対比し、第2に、1930年代の資本主義的世界体制全般に関する大内 力と長 幸男の理解と相違点を述べた後、自らの分析視角を提示し、それが「(政治) 経済史と民衆運動史 (社会史) の総合」による新しい視角からのニューディール史研究であることを明らかにしている。

ここで「民衆運動史 (社会史)」については明示的に定義されており、それが1960年代以降アメリカで新しく起こった研究方法で、①「普通の人々の生活を掘り起こすことを通じて、歴史を『下から』 (from the bottom) 観察し、書き直し、『知られざる大衆』の日々の生活を、彼らの倫理的態度や内なる信条体系の問題まで含めて描き出すこと」、②「ある時代の歴史的特質の識別のため」「コミュニティを軸とした民衆の日常生活」まで立ち入って研究すること、③「数量化を歴史の分野に持ち込み」歴史を社会科学として捉えること、とされている。

これに対して、「(政治) 経済史」の定義は明確ではない。しかし本書全体の叙述から判断して、それが著者によって、さまざまな経済政策を導き出した政治的諸利害の衝突の歴史、または簡単に、国家の政策形成の歴史と理解されているように思われる。

ついで秋元「ニューディール史」は、1929年10月にニューヨーク株式市場で起こった株価崩落からF・ローズヴェルト登場までの恐慌深化の過程を跡づけなが

ら、第1に、フーヴァー政権の恐慌に対処する政策理念、当時のアメリカの経済学者、とくに制度学派の経済学者の恐慌の原因と克服に関する考え方、これらの処方箋のワイマール共和制末期の処方箋との相違を明らかにした後、第2に、大恐慌で最も大きく被害を受けた地域を統計的に分析し、それが「中西部」と「南部」であった事実を明らかにし、大恐慌の「民衆運動」が主としてこの2つの地域で起こったこと、そして、その基本路線が政府に対する崩落した農産物価格の建て直し要求(インフレ要求)にあったことを明らかにした。

ここでの分析で光彩を放っているのが、フーヴァー政権後期、第72議会に提出されたゴールドズボロ物価安定法案(Goldsborough Price Stabilization Bill)審議をめぐる聴聞会記録の分析である。ここで各界(労働界、農業団体、経済学界)の関係者が、おしなべて物価引上げ政策を強く要求した事実が明らかにされ、これとニューディール期の重要政策の1つ、かの金準備法(1934年)との関連が示唆された。

ところで第1章で取り出された主要な論点はずぎのものであった。

第1はニューディールで採用された諸政策のすべてが、大恐慌に直面したアメリカ合衆国の内側から自然発生的に湧き起こった要求を受けとめる形で実現されたものであったという主張である。これはニューディールをもって外来の思想あるいは政策の影響と捉える考え方を拒否する手続として確認されたものである。

例えば3つのR(「救済」(Relief), 「復興」(Reconstruction), 「改革」(Reform))で示されているニューディールの諸政策のうち、初期の政策に属する「計画経済化の要求」, 「物価引上げ要求」, あるいは「経済過程に対する連邦政府の介入に対する要求」などは、すべてアメリカ国内で提起された要求であったと主張されているなどである。

第2は、このような諸要求が、1つには1929年恐慌の原因を「過少消費」に求める制度学派経済学の理論的影響と、いま1つには、19世紀末以来継続していた農民層の「通貨増発への希求」を反映するものであったという主張である。

第3は、これらの諸要求に対してフーヴァー政権がなぜ十分に対応できなかったのかの原因分析である。

秋元「ニューディール史」によれば、フーヴァー政権は、不況期の政府による公共事業支出が、雇用と所

得に「乗数効果」を与えることを知っていた。しかし、同時に、同政権は、かかる事業が本来州や地方自治体によって行われるべき事業に属し、連邦政府の事業活動の外側の事柄であることを合衆国憲法第1条第8節によって知っていた。物価引上げが重要であることも、そのための方策(すなわち通貨の増発政策)とともに十分知っていた。しかし、これをあの段階で実行に移す最も効果的方策たる金本位制度の廃止あるいは金=ドルの交換レートの変更(ドルの平価切下げ)などの措置は、合衆国の伝統的な貨幣政策からしてとても実行できない無理な相談であることも同様に熟知していた。

秋元「ニューディール史」は、ここにフーヴァー政権とローズヴェルト政権の質的な相違点を見出している。このことは、われわれにとってもきわめて大切な事実認識だから、しっかりと意識に留めておかねばならない。

上に紹介した第1章と、いわゆる「ローズヴェルト連合」(組織労働者と黒人と知識人層との連合)成立の独自の意味づけを新しい視点から提示した第4章が、第2章あるいは第3章で分析されている「民衆運動史」の部分と対に置かれ、同時にこれを支える関係に立った秋元「ニューディール史」の「(政治)経済史」の部分であるといつてよい。

これに対して第5章は、ニューディール研究史上決して無視して通り越せない「革新主義」と「ニューディール」との関連を問うた第1節——この点についてはのちにいま一度立ち戻る——と、日本の第2次大戦後の改革、とくに農地改革との関連を示した第2節から構成されている。いずれも興味おかい節である。

しかし、秋元「ニューディール史」で何といつても際立っているのは、2度のアメリカ留学中の成果ともいえる第2章と第3章である。

第2章では南北戦争期に制定された自営農地法(1862年)の影響の最も大きかった「中西部」の農民運動史が取扱われている。この地域が19世紀後半、農民共済組合運動(granger movement), 緑背紙幣増発要求運動(greenbacks movement), そして農業者連盟運動(farmers alliance movement)という形で、主として国法銀行制度と鉄道業を批判しつつ連合した農民層による反独占運動展開の基地であったことは、ここで改めて指摘するまでもない。

秋元「ニューディール史」はこれら過去の農民運動

を強烈に意識した上で、1920年代～1930年代の「中西部」の農民運動の特徴を、ニューディールの農業政策、とくにAAA（農業調整法）と関連づけて分析している。

第3章では、ニューディール後期に重要な歴史的意味をもつことになる南部小作農組合（STFU）の活動を分析の焦点に据えながら、南北戦争＝再建期の改革のなかから生み出されて来たシェアクロッピング制とニューディール農政とのかかわりを心憎いほど分析した。

これまで公開されたわが国ニューディール史研究で、これほど詳細に性格上相反する両地域の農民運動史が原史料を駆使して生き生きと描かれたことがなかっただけに、その研究史上の意義はきわめて大きいといわなければならない。

「民衆」の営みは、通常はまさに経済活動を中心にした「日常的」営みなるがゆえに、本来は政治とは無関係の次元で、静かに繰り返される性格のものである。しかし、「民衆」の営みは、状況如何では、とくに自らの「日常的」な経済活動が危機に瀕すると意識された時、時の権力と正面から対峙して、「非日常的」な政治活動そのものとしても現われてくる。「民衆史」から「民衆運動史」への展開をこのような論理的脈絡で捉えることを許されるとすれば、19世紀のアメリカ政治史あるいは社会史を彩ったあの「日常」と「非日常」の絶えざる往復運動の意味、そして当時のアメリカの農民（peasantsではなくfarmers）の政治運動の社会・経済・政治的原因がなんであったかが見えてくるし、同時にそれが形を変えて20世紀30年代までもち越されたことの歴史的意義が明らかになってくる。

秋元「ニューディール史」との関連でいえば、ニューディール期に「中西部」と「南部」を舞台にして起こった農民運動の性格の相違が19世紀のアメリカ資本主義の全発展過程の1つの歴史的結果であったことが明らかとなってくる。

しかし、いずれにもせよ、秋元「ニューディール史」は、軽視することのできないこの大変大きな問題をわれわれに突きつけたことで、研究史上劃期的なものであったといつてよい。

秋元「ニューディール史」でカバーされている時代は、大きく捉えて19世紀末から第2次世界大戦開始時まで、約半世紀に亘っている。この時代はアメリカ合

衆国の歴史においては「現代史」の枠組みが形成されてくる大切な時期であったが、もっと大きな視野のなかで捉えるとき、この時代が同時に金本位制度と自由貿易体制で編成された産業革命後のイギリス中心の資本主義的世界体制の解体期に相当し、アメリカ合衆国が革命後に成立したソビエト連邦とともに、その再編成に動き出した歴史的劃期でもあった。

秋元「ニューディール史」は「民衆史」との関連を問うことに全力を注いだ関係からか、「ニューディール」のもつこの第2の歴史的意義について、ほとんど閑説していないのはきわめて残念なことといわねばならない。しかしそのことの原因を「民衆史」のせいにするのはここでは差し控えておかねばならない。ここではもっと大切なことをたくさん述べておかねばならないからである。

秋元「ニューディール史」では、ニューディール（新規巻き直し）の時期が1933年3月のフランクリン・ローズヴェルト（Franklin Delano Roosevelt, 1882-1945）の大統領就任から1939年末までと捉えられている。1939年が終期とされている理由は、この年の8月にヨーロッパで第2次世界大戦が勃発し、それに対応して合衆国でも11月に「中立法」が改正されて準戦時体制への移行が始まったからであった。

秋元「ニューディール史」の方法上の第1の特徴は、7年にも及んだこの「ニューディール」の時期のうち、研究史上「ワグナー法」と「社会保障法」の制定（1935年）をもって区分されている「前期」から「後期」への転換（いわゆるローズヴェルトの「左旋回」）の歴史背景を、「民衆運動史」を土台に明らかにしようとしていることである。

方法上の第2の特徴は、この時期の合衆国における管理通貨制度への移行を、「資本の論理」からではなく「民衆の論理」から説明していることである。

ここで本書で用いられている「資本の論理」および「民衆の論理」とは、もとより著者が独自に用いた用語である。これはこれまでのわが国ニューディール史研究で先駆者新川健三郎が「ニューディール」の性格の二面性と捉えたもの、あるいは研究史上「前期」の諸政策（「救済」（Relief）と「復興」（Reconstruction）に重点をおいた諸政策）——「緊急銀行救済法」の制定、「民間資源保存団」の設立、金本位制度の停止、「農業調整法」（AAA）の制定、「テネシー渓谷開発法」（TVA）の制定、「連邦証券法」の制定、「全国産業復

興法」(NIRA)の制定、「1933年銀行法」(「グラス・スティーガル法」)の制定、「農場信用法」の制定、「公共事業局」(PWA)の設立、「金準備法」の制定、輸出入銀行の設立、「証券取引法」の制定、「互恵通商協定法」の制定、「連邦住宅建設法」の制定など——から「後期」の諸政策(「改革」(Reform)にかかわる政策)——「全国労働関係法」(National Labor Relation Act: 通称「ワーグナー法」)の制定、「1935年の銀行法」(連銀の改組を盛り込んだもの)の制定、「社会保障法」の制定など——への転換と理解されて来た事柄を説明するために著者によって新たに用いられた独得の用語である。

秋元「ニューディール史」では、新川の「二面性」が「資本の論理」と「民衆の論理」の「二面性」と説明され直され、「左旋回」と理解されて来たものが「資本の論理」から「民衆の論理」への転換と捉え直されたのであった。

それではなぜ「ニューディール」は金本位制度を放棄して管理通貨制度へ移行したのか。

この問題は内田 力の研究(『国家独占資本主義』東京大学出版会、1970年)以来、わが国では研究史上、秋元の言う「資本の論理」で説明されて来た。そしてこの事実(金本位制度から管理通貨制度への移行)は特別の歴史的意味を付与されて、資本主義的世界体制の古典的帝国主義段階から国家独占資本主義段階への移行を示すメルクマールだとおさえられて来た。——

国際金本位制度のもとでの通貨供給は通貨学派の学説にしたがって当該国の貨幣用金の数量に大きく規定されたため、景気過熱期には輸入の増進から貨幣用金の流出を呼び起こし、金利を異常なほど上昇させるか、それ以前に急激な信用調整(引締め政策)を余儀なくされる。もし通貨供給が弾力的であれば穏やかな形で景気調整が出来るものを、金本位制度下ではこれを行なうことが出来ないために起こる金利の異常な上昇または急激な信用調整(引締め政策)は、企業の支払不能—倒産—生産停止—失業、さらにはこれと密接に絡み合っ起こる銀行の倒産—銀行信用の崩壊—パニックなどといった流動性危機を招来させる。

自由競争の市場原理の貫徹が歓迎された自由主義段階から古典的帝国主義段階であるならば、この過激ともいえる景気調整法は、かえって無慈悲に、陣腐化した技術、設備、生産方法の一掃(資本主義生産に固有な経済的合理主義の貫徹)につながる効果を生み出す

かも知れない。しかし、資本の集積と集中が進み、巨大企業が国民経済のなかで大きな役割を演じるようになって20世紀初めの資本主義では、このような景気調整策はあまりにもリスクが大きすぎて、個々の巨大企業にとっただけでなく国民経済全体にとっても決して最善の方法ではなく、むしろ回避されねばならない政策となる。ましてロシアで社会主義革命が成功し、これが諸他の資本主義諸国へ波及しそうな勢いにあるときは、いわずもがなである。

したがって通貨の供給を労働の生産物である貨幣用金に直接リンクさせず、それを現実の経済活動の動きに照応させるよう調整すること、すなわち人間の叡知に基づいて国民的需要に照応するよう管理すること(かつてイギリスで銀行学派が主張した政策)は、巨大企業の利益にとっただけでなく、国民経済の健全な運営上にも必要不可欠なことと意識された。

かくて管理通貨制度への移行は、資本主義制度下の「生産」と「蓄積」と「雇用」の円滑な推進という観点から、これまで「資本の論理」から説明されて来た、われわれも基本的にこのように考えて来た。

これに対して秋元「ニューディール史」ではアメリカにおける管理通貨制度の成立は、かかる「資本蓄積論」からではなく「過少消費説」から説明されることになったのである。

秋元「ニューディール史」における管理通貨制度導入の論理はつぎのものであった。——今日の恐慌(1929-1933年)は「過剰生産」からではなく「過少消費」から招来されたものだ。したがって「生産の制限」が当面の政策課題ではなく、農産物または工業製品に「需要」を喚起させる消費需要創出政策が最大の課題とならねばならない。——

そこには1920-30年代のアメリカ経済に対する著者の次のような事実認識が基礎に据えられていた。すなわち、著者は、「ニューディール」を経済的には「生産の体系」(したがって「資本」の「救済」や「復興」が主目的となる政策体系)などではなく、「消費の体系」(したがって「民衆」の消費購買力を増進せしめる「改革」が主目的となる政策体系)だと捉え、したがって「ニューディール期」を「過剰消費」の時代であったあの1920年代との関連で連続して捉え、大恐慌期の危機的な物価低迷と企業の生産意欲の低下を救済する究極の方法は、結局、「民衆」の消費需要を高める政策、直接には労働者の賃金を引き上げ、恵まれな

い「民衆」に生活保護を加える政策以外になかったと論じたのである。

このような論理的脈絡のなかで、秋元「ニューディール史」では、ウォレン (George F. Warren) =ピアソン (Frank P. Pearson) の理論に依拠して進められたローズヴェルト政権による「金買上げ政策」とそれに続く「金準備法」(ドルの価値の59%切下げ: 1オンスの金=35ドルの確定) 制定の意義が評価されたし、「貨幣数量説」で知られるイェール大学の著名な経済学者アーヴィング・フィッシャー (Irving Fisher, 1867-1947) の通貨増発要求 (いわゆる「リフレション政策」) が強烈に意識に留められたのであった。

本論文の冒頭でわれわれが秋元「ニューディール史」をこれまでのわが国アメリカ経済史研究の方法と中身を根本的に変えた野心的著作であると述べたのは、アメリカ資本主義がこのような論理で捉えられていることと深く関わっている。

「大塚史学」の影響のもとに書かれた鈴木『アメリカ経済史』I, II は、よく知られているように、——そしてこのことが今日批判の対象となっているのであるが——アメリカ資本主義を「内部成長型」資本主義の成立および展開だと特徴づけたものであった。それはアメリカ独自の「資本蓄積論」、「資本集中論」を問題にしたものであった。したがって秋元「ニューディール史」と同様に「民衆」が分析の基礎に据えられていても、かかる「民衆」は「消費」するだけの「民衆」ではなく、「勤労」の成果いかんでは資本家に上昇する「禁欲的プロテスタント」として描き出されていた。「節約せよ」、「節約せよ」、「蓄積せよ」、「蓄積せよ」——経済学でいう、今日の「消費」を後日まで延す (いわゆる「時間選好」) 型の「民衆像」、したがってまた「企業者像」こそがそこで前面に押し出されていたといつてよい。そしてその点にこそアメリカ資本主義のドイツ資本主義や日本資本主義との相違点があったのだと主張されたのである。

「ジャクソン期」はいわずもがな、南北戦争後になっても、かの農民共済組合運動 (granger movement) でも緑背紙幣増発要求運動 (greenbacks movement) でも農業者連盟運動 (farmers' alliance movement) でも人民党の運動 (populism) でも、究極のところ、その底辺に流れていた「民衆」の「通貨」増発要求は、低迷し続ける農産物価格引上げの要求にあったのではなく、基本的にはジェイムズ・ステュアート流の

「チープマネー」(低金利の投資資金の供給増大) を目的とした運動 (「中西部」の農民運動) ないしはその変種としての高利貸資本からの自立運動 (「南部」の農民運動) と捉えられて来たのである。だからこそ、かかる「民衆」の経済活動があつた時期直接に「反独占運動」と結びつき得たのであった。

これに対して秋元「ニューディール史」では、「生産」及び「蓄積」は「資本の論理」、「消費」は「民衆の論理」として分解されてしまっているのである。

19世紀の後半、とくに世紀交替期になれば、いかに経済的「機会の均等」を唱えてみても、アメリカの「民衆」がカーネギーやロックフェラー並みの大富豪に上昇する機会が途絶えていたのであり、その限りで「民衆運動」そのものの性格も、「ジャクソン期」のものとはまったく異なったものとなっていた。しかし、少なくとも19世紀末のポピュリズムの運動では、幻想にすぎなかったにせよ、まだ「生産」と「蓄積」こそが「民衆」を動かすモチベーションであったことは確かだし、それゆえにこそ「民衆」が「ジャクソン期」以来の農民運動のいわば定型的パターン「反独占運動」のエネルギーを提供し得たといえよう。

いずれにもせよ、アメリカにおける「管理通貨制度」の成立を「資本の論理」(「資本蓄積論」) からではなく、「民衆の論理」(「過少消費論」) から論証しようとした成果は、議論そのものとしては納得のゆかないものではあるが、20世紀のアメリカと19世紀のアメリカの決定的な構造上の相違を「民衆」の意識の面から提示したのものとして、評価されねばならない論点といえる。

III. 秋元「ニューディール史」の研究史上の意義

これまで「ニューディール」に関しては、第1に「革新主義」との政治的・思想的関連を強調し、「ニューディール」の「革新性」を浮き上がらせる「革新主義=ニューディール史学」の評価 (例えば Arthur Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, 3 vols., Boston 1957-60 [中屋健一監訳『ローズヴェルトの時代』ベリかん社, 1962-66年] に代表されるそれ) があり、第2に、「ニューディール」を本質的に「保守的」なものとして19世紀のアメリカから連続したものとして捉える「コンセンサス学派」の評価 (例えば、

Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America*, New York 1955〔有賀 貞・松平光央訳『アメリカ自由主義の伝統』, 有信堂, 1963年; Thomas C. Cochran, *The American Business System*, Cambridge 1957〔中川敬一郎訳『現代のビジネス・システム』, 東京出版, 1959年〕)があり, 第3に近年のアメリカの研究にみられるように, 「ニューディール」の「改革」の限界を, 「コンセンサス学派」とは違った形で明らかにし, 今日のアメリカを性格づけようとする「ニューレフト学派」の主張(例えば, Barton J. Bernstein, ed., *Towards A New Part*, New York 1967; William A. Williams, *The Contours of American History*, Cleveland 1961)がある。(このような学説紹介は, 例えば斎藤 真・新川健三郎「ニューディール政策の展開」『岩波講座世界歴史』27, 現代4, 1971年, pp. 371-373, を参照)。

こうしたアメリカ歴史学界の「ニューディール」評価のなかで, 秋元「ニューディール史」は「ニューディール」に対してどのような評価を与えているのだろうか。これまで考察したところからでもかなり明らかになったが, 以下秋元「ニューディール史」のいわばバックボーンと呼ばれてもよい第2章および第3章をより突っ込んで考察しながら, 最終的に確定してゆくことにしよう。

その前に, 第5章第1節「革新主義とニューディール」のなかで著者が提示している「ニューディール」評価の際の3つの視点を検討しておこう。

3つの視点とは, 第1は, 「エリートと大衆のそれぞれの行動の交錯過程として歴史を捉える」視点である。第2は, 「不可避免的に加速化しつつあった資本主義の組織化」の視点である。第3は, 「現代福祉国家化」の視点である。

この3つの評価視点は, アメリカの歴史学界で問題にされて来た「革新」か「保守」かの評価視点とは一線を劃していることに注意されねばならない。「ニューディール」こそ, 19世紀末以来進んで来た資本主義の「組織化」の傾向を確立し, 同時に急速に「福祉国家」への転換を導き出した劃期だという事実認識——この事実認識はわれわれも正しいと思う——が大前提におかれていて, こうした事実を「革新」と捉えるか「保守」と捉えるかの価値判断からは距離をおこうとする姿勢がはっきりと打ち出されているといった方が適切かも知れない。

それよりも秋元「ニューディール史」では, むしろこのようなプロセスを誰が推進し, その結果何が導き出されたかの方に, より以上の関心が払われている。——この接近方法も正しいとわれわれも思う——。ここでもまた「資本の論理」と「民衆の論理」という概念装置が駆使されており, 後者に力点がおかれている。(この評価については後述)。

秋元「ニューディール史」の設定した上記3つの視点を意識を留めて, 以下, 第2章から考察してゆくことにしよう。

農民運動史が取扱われた第2章および第3章では, 次の4つのテーマ, すなわち, ①「中西部」および「南部」の農民運動を指導した活動家とその理念, ②農民運動の組織, ③農民運動の目的, そして④これらの連邦政府の政策とのかかわりと影響が考察された。

第2章では, まず第1に, 「中西部」の農民運動で求められた「救済策」と, 現実に連邦政府の行なった農業救済策のズレが問題にされ, これを詳細に分析した上で, なぜ「中西部」では, それにも拘らず連邦政府の農業政策で, 農民運動が急速に退潮したかの原因が問われた。ついで第2に, この時期の「中西部」の農民運動が基本的には民主党にも共和党にも批判的な「民衆運動」であり, 当時アメリカで抬頭した社会主義あるいは労農革新主義の影響をつよく受けたものでありながら, 結局は19世紀末の人民党のごとき第三党に結集しなかったのはなぜかが問われた。

恐慌期の「中西部」の農民運動で要求されたものは, 農産物に対しても, 工業製品価格や鉄道運賃, 公益事業料金(電気・ガス等)等と同様, コストを補償する価格(生産費補償価格)が適用されなければならないという素朴であるが基本的な要求であったと著者はいう。例えば, 全国農民組合(National Farmers Union, NFU)の会長職にあったジョン・A・シンプソン(John A. Simpson)のような農民運動の指導者は, このような補償価格は通貨の増発——ドルの切下げによる通貨増発——によってのみ実現可能だと考えた。

ところがローズヴェルト政権の現実に打ち出した農業救済策は, 「農業調整法」(AAA, 1933年)であった。

農民運動の指導者, 例えば農民休日連盟(Farmers Holiday Association, FHA)の指導者マイロ・リーノ(Milo Reno)は, 当面する「中西部」農業の窮

境、例えば農場抵当解除に追い込まれている状況は、基本的には農産物価格の崩落にあると認識し、現今「連邦準備局によって支配されている通貨管理権」の連邦政府による奪還とその「民衆」の利益になるような運用——例えば、「通貨発行権をもった州法銀行網」の整備や、アーヴィン・フィッシャーの提唱した「証紙紙幣案」の構想の実現——を求めた。

しかし、ローズヴェルト政権は、農民の窮境が基本的には農産物の「過剰生産」によってもたらされたものだとして理解し、減反政策と巨額の政府交付金撒布政策(AAA)こそ最良の政策だと考えた。

ところで、ここで引続き秋元「ニューディール史」第2章の論理を追いかけてゆくためには、われわれは伏線として19世紀末から20世紀初めにかけて合衆国で起こった急激な社会変化、すなわち、巨大企業の成立と展開、農村コミュニティの破壊、「都市化」の進展という歴史事実に加えて、「新移民」と呼ばれている東欧、南欧人の流入、帰化を制限された中国人、日本人、フィリピン人(ただしフィリピン人は合衆国市民権をもたないアメリカ国民(national)と位置づけられた)などアジア系移民の流入、そして第1次世界大戦中ヨーロッパ移民の途絶中に起こった黒人の「南部」から「北部」への大量移動等々の歴史事実をしっかり意識し直しておかねばならない。

「禁酒条項」が合衆国憲法に盛り込まれたほど(全く外面的で、しかも形骸化された形のものにすぎないのにプロテスタント禁欲倫理のいわば象徴的存在として、憲法修正第18条、1919年)、1920年代が他のどの時代にもまして保守的臭気の漂う「アメリカニズム」興揚の時代であったといわれる背景には、このような激変ともいってよい社会変化が横たわっていたのである。とくに数多くの、英語を話せず、プロテスタントとは馴染みのない信仰と習慣をもった移民や、WASPのこれまで蔑視し続けて来た黒人が、合衆国の経済的存立に欠くべからざる重要な存在として大きく浮上し始めたというこれらの社会変化は、WASPにとってきわめて衝撃的なことであった。かれらはそれを資本主義の発展によって導き出された伝統的な合衆国の政治・経済・社会構造の「危機」だと受けとり、これに対応しようとしたのである。いわゆる「革新主義」の時代から1920年代の合衆国における思想的激動の背景には、かかる社会変化に対するWASPの危機意識が底流にあったといえる。

秋元「ニューディール史」は、このような社会変化を十分意識していた。そしてこの重大な歴史事実に基づいてこの時期「中西部」に起こった過激ともいえる農民運動の性格分析を行ない、「ニューディール」の2つ政策、「農業調整法」(AAA, 1933年)と「全国労働関係法」(通称「ワグナー法」1935年)によってこの農民運動が急速に色褪せていった原因をみごとに解明したのであった。「中西部」の農民運動あるいはこれと結びついて展開したウィスコンシン州の「労農革新主義」の分析に、「階級」的視点だけでなく「人種」(エスニシティ)的視点を加味することによってである。

ここで分析の対象とされたウィスコンシン州の「民衆」はたしかに「階級」的視点からすれば「農民」または「組織労働者」であった。しかし、「人種」的視点に立ってその出生をみれば、かれらの主力をなした農民はヤンキーの支配に不満を抱いた貧しいスカンディナヴィア系農民であり、ウィルソンの戦争政策に幻滅した比較的富裕なドイツ系、スイス系の農民であった。

分析の主要対象地であるウィスコンシン州でも、当然「都市化」の動きがあった。ミルウォーキーを中心に工業都市化が進展していたし、それに伴ってAFL傘下の「組織労働者」が形成されていた。

研究史上地方の「革新主義政治」のモデルケースとも考えられているかのウィスコンシン州の「革新主義運動」の支持者は、実はこうした「民衆」(農民と組織労働者)であった。農民は「よりよき農業、よりよき経営、そしてよりよき生活」をめざして、例えばファーマーズ・ユニオンのごとき協同組合を組織していた。この農民団体こそ恐慌期に生産費補償価格を求めてミルク・スト(農民休日運動)にかかわっていた組合である。

秋元「ニューディール史」は、このような背景のなかで、ラフォレット父子(ロバート・ラフォレット1世[Robert M. La Follette, Sr.]; ロバート・ラフォレット2世[R. M. La Follette, Jr.] フィリップ・ラフォレット[Philip F. La Follette])の「革新主義政治」と「民衆」とのかかわりを問い、ラフォレット父子の政治に飽き足らぬラディカルな「民衆」の、もっと過激な革新党内団体「労農革新連盟」(Farmer-Labor Progressive Federation, FLPF)への結集の原因を論じ、同連盟の歴史的役割と崩壊過程、さらにはこ

これらの動きとラフォレット2世らの政治とのかかわりを明らかにして、やがて「ニューディール」末期にウィスコンシン州から「革新主義」そのものが急速に退潮していった原因を分析したものであった。

主としてウィスコンシン州を対象に分析された「中西部」ラディカリズムは、かくて秋元「ニューディール史」によれば、1つは「減反政策」によって利益を享けることになった上層農民層の「日常性」への回帰のため、いまひとつには、「ワグナー法」によって恩恵を受けることになった都市の組織労働者の充足感のため脱落者を生み出し、そのすべてから取り残された下層農民層を孤立化させ、その結果として一時は強力な民衆運動であった「労農革新主義」そのものを完全に分裂させ、自分たちの要求を全体として貫徹させようとする本来の第三党結成の実現を阻んだのである。そして最後は「民衆」をローズヴェルト民主党支持派（上層農民と組織労働者）と共和党支持派（下層農民）に分解させ、そのいずれをも「日常性」の世界へ連れ戻すことになってしまったのであった。

第3章は大小9節から構成されているが、内容からみて4つのパートに分けて考えた方がよい。第1は奴隷制プランテーションの解体-再編過程で成立したシェアクロッピング制の、1929年恐慌およびニューディール農政（農業調整法、AAA）によって被った影響を考察したパート、第2はAAAの政策反対のため「南西部」綿作諸州で結成された「南部小作農組合」（STFU）の組織と運動を取扱ったパート、第3はSTFUの活動に刺激されて連邦議会で取上げられた「小作農救済政策」の歴史的品格を問題にしたパート、第4はこれら一連の動きと関連して「南西部」綿作諸州で成立した実験的な「協同農場」を分析したパートがこれである。

1929年恐慌に直面した段階で「南西部」綿作諸州はいったいどのような経済状態におかれていたのか、問題をこのように立てながら秋元「ニューディール史」は読者にいま一度今から取扱おうとするニューディール農政を南北戦争=再建期の政策や19世紀末の「ポピュリスト」の運動と関連づけさせる。そしてニューディール農政（AAA）が「中西部」に対するのとは全く違った経済的効果を「南西部」綿作地帯に与えたこと、したがってまた「南西部」の農民運動の性格も、これによって「中西部」のものとは著しく異なったも

のになった歴史的背景を明らかにしたのである。

南北戦争=再建後成立した暗くて重苦しい「南部」社会の基礎を形作ったシェアクロッピング制度は、1929年恐慌とそれに続くニューディール農政（AAA）によって決定的なダメージを受け崩壊することになった。第1は、第1次世界大戦から始まっていた「労働力市場の全国化に伴う黒人労働力の移動可能性の現実化」によってシェアクロッピング制成立の重要な要件であった「南西部」における労働力滞留の条件が崩壊したこと、第2は第1次大戦以降進展したアメリカ綿の世界市場に占めるシェアの漸減傾向が、1929年恐慌後に進んだ外国為替市場におけるドルの相対的安定と他国通貨の切下げ（綿花の輸出競争力の低下）によって拍車がかかけられ、輸出の低落と価格の暴落に見舞われたこと、第3は、この「南西部」綿作不況に対する対策として採用されたAAA——減反政策とそれに伴う巨額な政府交付金撒布政策——が、プランターによる小作人=シェアロッパーの解雇とトラクターを主とする機械化農法促進につながったこと、これである。

とくに第3に掲げた原因は連邦政府の政策が「民衆」にどのような影響を及ぼしたかに関する問題であっただけにきわめて重要な意味をもつものであったと著者は言う。AAAこそ、まさにこの永久に崩壊しないとも考えられていた「南西部」綿作諸州の伝統的な農地制度、かのシェアクロッピング制度の壊滅に決定的な形でインパクトを与えた政策であった。パート2で取扱われる小作農=シェアロッパーの組合、かの南部小作農組合（STFU）の勃興は、他にもなくこの政策のもたらしたドラスティックな結果に対する反対運動であった。これは決して黒人自身による「自己解放政策」であったわけではない。それはかつてアイルランド農民を放逐した「土地の清掃」政策に匹敵する政策であった。

H. L. ミッチェル（Harry L. Mitchell）などによって指導されたSTFUは、秋元「ニューディール史」によれば、「組合員の資格を比較的オープンなものにして南部プランテーション社会の下層農民を幅広く糾合した」「当初から地下組織でない組織」として「ポピュリズムの一大中心であった南西部」を基盤に「アメリカ社会党の伝統を引き継いで登場した」団体であった。

1934年7月アーカンソー州法下で合法的団体として

認可されてから急速に発達し、1935年秋の綿摘み期と1936年春の除草期に2度大がかりなストライキを行なって小作農＝シェアロッパーの賃金引上げに実績を挙げて勢力を伸張させ、さらに当然強まった「南西部」地主社会の激しい反撥を撥ねかえし、次第に土地の再分配を求めるラディカルな政治運動を展開していったもので、この点に「中西部」農民運動との性格上の根本的相違が見られた。「中西部」ではAAAが農民運動を終息させた。しかし、「南西部」ではその減反政策と政府交付金の撤布政策が農民運動に火をつけたのである。

以上の分析に加え、この運動の1つの目標ともいえるべきSTFUの「土地改革論」に綿密な分析を加えたこと、そして1936年1月STFU第2回大会で採択された「新ホームステッド法」の歴史的意義を確定したことで、秋元「ニューディール史」は研究史上際立って大きな貢献をなしたといえる。

STFUの「新ホームステッド法」は、①農地の獲得・管理と統制のための「全国農地公社」(National Agricultural Land Authority)の設置、②あらゆる形態の小作制度の廃止、そして③公社によって獲得された土地の個々の農民または協同組合グループへの借地による新たなホームステッドへの定住を主目的とする提言であった。

しかしここで注意されねばならないことは、STFUが決して1862年制定の「^{ホームステッド・アクト}自営農地法」の「南部」版を提案したものでなかったことである。トラクターを始めとして農業機械の使用が一般化しつつある1930年代のアメリカ農業の現状を踏まえた時、公有地の小農地への分割はアナクロニズムでしかないからである。したがってSTFUの提言した「新ホームステッド法」は次の性格のものとなった。——農業に適するすべての土地が合衆国民の共有財産であることを謳い上げること。そしてすべての土地なき農業労働者を借地を通じてホームステッドに定住させるよう連邦議会に要請すること、これである。だがこの政策提言は連邦議会で受け入れられることはなかった。その代りに、連邦議会はもっと穏健で妥協的な「小作法」(後述)を制定したのであった。

STFUの活動は決して長くはなかった。さらなる発展をめざした産業別組合会議(CIO)への加入が生命取りとなった。この加入がSTFU指導者間の内部分裂と亀裂を深め、一般組合員の士気の低下を招いて、

最終的には最盛期300を超えた支部を49ほどに激減させ組織の解体を惹起したからであった。とはいえ、この運動は、ニューディール「後期」に制定された前出「小作法」(1937年7月22日)に大きな影響を及ぼしたことで特筆すべき地位を占めていると著者は言う。

ところで「小作法」については秋元「ニューディール史」は必ずしも積極的評価を下していない。むしろそれを「妥協的」性格のものだと評価した。その理由は、同法がアナクロニズムの性格しかもたない「自作農創設」政策を主軸にするものだったからである。

それゆえにこそ、秋元「ニューディール史」では、STFUの運動のいまひとつの到達点ともいえるべき実験的「協同農場」の分析により多くの情熱が傾けられた。

「南部」農民運動分析の最後のパート——実験的な「協同農場」の考察では、著者はこれまでの第3章の分析のすべてをベースにおいて、1937年制定の「小作法」のもとで進められた政府主導の「協同農場」(例えばアーカンソー州のダイス・コロニー[Dyess Colony]など)とSTFUの影響下で設立され民間の「協同農場」(例えばミシシッピ州のデルタ＝プロヴィデンス協同農場)を対比的に描き分け、両者の歴史的意義を詳細に分析した。

著者のこの分析でわれわれは、シェア cropping 制度解体後に再編成されるアメリカ「南西部」諸州における農業改革の「3つの道」の帰趨をある種の感慨をおもってみることが出来る。第1の道は、もちろん先にみたAAAの結果創出される農業機械と賃金労働者をとり入れて合理化を推進してゆく資本主義大農場形成の道である。第2、第3の道は以下に考察される。ここで提示されている「3つの道」は決して「理論」の問題ではない。「歴史」そのものであることに留意されたい。

連邦政府(再植民局と農場保障局[Farm Security Administration, FSA]および初期の緊急救済局[FERA])主導の「第2の道」は、個人ホームステッドの集合体としてのコミュニティ形成であった。著者は、「大規模耕地を共同で開墾・耕作して、その利潤を分配する協同農場方式のプロジェクトは、200近くあったコミュニティのうち27とも、15とも、あるいは13とも数えられているが、いずれにせよごく少数派」だったことを確認している。つまりこれらの協同農場事業は「生産協同組合」ではなかったのである。

このことはすぐ後にみる民間主導の協同組合の場合との決定的な相違であった。

ここで「個人ホームステッドの集合体としてのコミュニティ」とは、厳格な資格審査のあとに家族構成員数に応じて20ないし40エーカーの耕地を割り当てられた人々によるコミュニティである。

秋元「ニューディール史」は、このような政府主導の協同農場育成政策について次のような評価を与えている。

「FSA のかかる協同農場事業が『黒人自作農』創出にある程度の役割を果たしたことも事実であろう。しかしながら、……それらが南部の既存の農地の『再分配を伴わない限り、南部の小作農や農業労働者、そしてシェアロッパーを全体として『自作農化』することは不可能であった。そこにニューディールの小作農政策の妥協的性格が現われていた」(傍点は原文)と。

これに対して「第3の道」、すなわち、STFU の影響のもとで成立した民間主導の「協同農場」の形成はどうであったか。

ミシシッピ州のデルタ＝プロヴィデンス協同農場(1936年から1938年にかけて成立した双生児的農場)は、秋元「ニューディール史」によれば、「アメリカ社会党の理論実践の意味ばかりでなく、当時の南部にとりわけ強い傾向としてあったプロテスタントの改革者たちの社会的実践の側面をも色濃く」纏った実験農場であった。5人の「信託理事会」の構成メンバーのなかに、神学者で農場理事会の議長をつとめたニーバー(Reinhold Niebuhr)、社会主義者でテネシー大学メンフィス校の生理学教授であったアンバソン(William R. Amberson)、長老派の牧師で農場の経営責任者であったフランクリン(Samuel H. Franklin, Jr.)、YMCAの指導者で熱烈な「社会的福音主義」であったエディ(Sherwood Eddy)が参加していたからである。

多くの政府主導の「協同農場」と異なって「生産者協同組合」(producers cooperative)と「消費者協同組合」(consumers cooperative)と「信用協同組合」(credit cooperative)の3つの機能を兼ね備えたこの協同農場は、しかし、決して順調な発達を示すことはなかった。最終的に失敗した最大の原因は、秋元「ニューディール史」によれば、参加者が「自己規律」の経験をもたず、責任ある共同体参加の経歴もない、ただ既存のプランテーションを放り出した人々の集まり

であったこと、したがって、農場経営の非能率は避けられないものであったこと、しかもこれらの参加者は、利益が意図したほどでなく、配当が十分でないを知ると、直ちに不満を爆発させ、他のプランテーションからの勧誘があれば、あるいはまた第2次大戦中の軍事動員化に伴う雇用機会があればあっさり見切りをつけてこの協同農場を棄て去ったことにあった。

指導者が使命感に溢れて行動したのに、参加した農民がいわば生活上の必要から参加したに過ぎないただの人であった、この種の運動にどこにも見られた一般的傾向が、STFUの影響を受けたこのような実験的「協同農場」を失敗に終らせたのであった。

さて、ここでわれわれは本来の課題に立ち戻って、秋元「ニューディール史」の研究史上の意義を確定しておかねばならない。

何よりも指摘しておかねばならないことは、本研究がこれまでの「ニューディール」研究とはまったく別の視点から分析を進めたすぐれた研究だったということである。とくに第2章、第3章の詳細な内容紹介からも明らかのように、「ニューディール」の諸政策、例えば「金準備法」、「農業調整法」、「小作法」などが1929年恐慌から「ニューディール期」にかけて「中西部」と「南部」で起こった「農民運動」と関連づけられて詳細に議論されたことの研究史上の貢献はきわめて大きいといわねばならない。

しかし、エピソードが豊富に盛り込まれていて、ややともすれば論点が拡散しそうになる本研究の論旨を、全体を通して辛抱強く跡づけたいま、秋元「ニューディール史」の難点ともいわるべきものが同様に胸中を去来したのも事実であった。「民衆運動史」を正面から取扱った第2章、第3章ならともかく、第1章、第4章を読んだ読者は、なぜかくもすべての政策が、いかに本書が「民衆の論理」を復権させる形での「(政治)経済史と民衆運動史(社会史)の総合」を標榜した研究(p.2)だったとはいえ、「民衆運動」の観点から「民衆の論理」だけで説明されねばならなかったのかに疑問をもったことだろう。胸中をよぎったわれわれの疑問もそれである。

そこで、いま一度、先にも触れた著者の「ニューディール」評価の3つの視点を思い起こし、これに基づいて下された評価を考察しておかねばならない。

第1は「エリートと大衆のそれぞれの行動の交錯過

程として歴史を捉える視点である。第2は、「不可避的に加速化しつつあった資本主義の組織化」の視点である。第3は、「現代福祉国家化」の視点である。

たしかに秋元「ニューディール史」では第5章第1節でそれなりの「評価」が与えられている。

第1の視点からは「ニューディール」は、「より大衆的叛乱に近かったポピュリストの時代と、より多くエリートの改革運動に彩られた革新主義の時代の延長線上にあって」、「両者が合流した性格」(p. 385)、つまり「階級的区分を越えた社会的連帯」運動 (p. 387) と評価された。また両者の合流の物質的基盤についても大切な指摘がなされており、種々の業種にみられた独占的大企業に対する「消費者、納税者、および市民の草の根連合」(pp. 387-388)であったと強調された。

第2視点からは「ニューディール」は、19世紀以来続いて来たアメリカ資本主義組織化の確立期と評価された。すなわち、「19世紀末期のポピュリストの運動はより多くの分野に連邦政府が介入することを要求」し、「積極国家」を求め大衆の「下から」の動きを体现するものであった。「革新主義」の運動は、企業の「独占化、巨大化を不可避な傾向と見なしながらも、アメリカ史上初めて企業の経済活動やその社会的諸結果にたいして規制を行うことによって、アメリカ資本主義の官僚制と組織化への第1段階を特徴づけ」た運動であった。これに対して1920年代は、事業者団体のより一層の組織化が進んだことで特徴づけられるし、1930年代は、残された「有力な社会集団である農民や都市労働者たちが大衆的組織化への強力な一歩を踏み出し」、「社会・経済的・『拮抗力』を獲得」し、「彼ら自身が組織資本主義の不可欠の要素たるを誇示」したことで、「アメリカ資本主義の組織化の第2段階」を画する時代であった (p. 386) と評価された。

第3の視点からは「ニューディール」は、ドイツやイギリスでは、「資本主義がその帝国主義的進出を強める過程で早くも、19世紀末から20世紀初頭にかけて社会保険制度の開始などで先行したのに対して、アメリカのこの面での出遅れがニューディール期への積残の課題を山積せしめ、その改革をより劇的な形にした」と評価された。(p. 386)

しかし、われわれは、これら3つの命題がいずれも、著者のいわゆる「民衆の論理」からのみ導き出された命題にすぎず、したがって、われわれの抱く「ニ

ューディール」の歴史像とはかなり異なったものであることを自覚せざるを得なかった。以下この問題について若干考察しておかねばならない。

IV. 「民衆史」と「経済史」の相関

——むすびにかえて——

秋元英一『ニューディールとアメリカ資本主義——民衆運動史の観点から——』を読み終えたいま、最後に本論文を締めくくる形で「民衆史」と「経済史」の相関の問題を考えておかねばならない。

秋元「ニューディール史」で正面から取扱われた農民を含め、工場労働者、黒人、移民、インディアン等、19世紀末から20世紀はじめのアメリカ社会においてどちらかといえばポジティブに位置づけられて来なかった人々を総称して「民衆」と呼び、これらの人々の日常的営為を対象として「民衆史」という独自の研究領域が開拓されるようになってからそれほど遠くはない。精々1960年代末以降である。WASPによって支配されていた建国当初のアメリカ合衆国が産業革命を枢軸に据えた資本主義の発達とともに次ぎ次ぎと移民を取り入れて今日の多人種国家に転換していった200有余年の歴史が、旧来の問題意識や方法によっては今日のアメリカを理解することができないとして、今までとは別の新しい研究方法を要求するに至ったからである。

その意味で「民衆史」の発達は、アメリカ史を今日的観点に立って全体像として再構成する際に決して避けて通れない必要な経過点であったといわれるべきものである。

ところで、今日、「民衆史」の側から提出されている多くの疑問あるいは批判は、基本的にはこれまでの「アメリカ資本主義像」に対する疑問あるいは批判、もっと端的に言えば、かの「ヴェーバー・テーゼ」(近代資本主義の成立をプロテスタンティズムの勤労倫理とのかかわりで説明する学説)に対する疑問であったといってよい。

新大陸における黒人奴隷制の地位と役割が、したがってまた奴隷制「南部史」が「大航海時代」以来の西ヨーロッパ資本主義の大きな発達史のなかで捉え直され、同時に、アダム・スミスやマックス・ヴェーバーによって定式化された西ヨーロッパ諸国における「資本蓄積」の特徴そのものが見直される傾向にあること、

1830-40年代以降のアメリカ資本主義の急速な発達の中、工場労働者や交通・運輸体系建設労務者として移民の果たした役割が際立って重視されるようになった一方、多くの移民が渡航後も、渡航前にもっていた伝統的文化(慣習や宗教など)の影響を仲々絶ち切ることが出来ず、工場内規律その他とのあいだに精神的緊張あるいは軋轢を余儀なくされた事実が克明に描き出されるようになったこと、かつてはアメリカ資本主義発達史の裏面史でしかなかったアメリカ・インディアンの歴史が、連邦政府を批判し、先住者インディアン諸部族の正当な権利を要求する告発の歴史として描き出されるようになったこと、等々、——「民衆史」の発達によってこれまで軽視されるか無視され続けて来たアメリカ史の豊富な歴史的請事実が、書かれた歴史の前面に押し出されるようになったことは、大いに評価されるべきことである。

このことによってわれわれ外国人研究者は、F・J・ターナー(Frederick Jackson Turner)、ピアード夫妻(Charles A. Beard および Mary R. Beard)、A・M・シュレジンガー, Jr.(Arthur M. Schlesinger, Jr.)等、「革新主義=ニューディール史学」や、これを批判したR・ホーフシュタッター(Richard Hofstadter)、ルイス・ハーツ(Louis Hartz)等、第2次世界大戦後の「コンセンサス学派」の「アメリカ資本主義像」とは一味も二味も異なった新しい「歴史像」を手にする事が出来るようになった。

しかし、他方、われわれは「民衆史」研究の発達の中である種の混乱が生じ始めていることに気がつき始めている。それは「民衆」なる用語が明確なる概念規定もないまま一人歩きし始めたことにかかわる。

近年「民衆史」家の用いている用語例によれば、「民衆」は、アメリカ合衆国において政治的・経済的・社会的に必ずしもポジティブな地位を与えられて来なかった人々を総称するために使用されている。

しかし史料に現われて来る「民衆」(people)なる用語は、必ずしも上記の人々を指してはいない。このことはとくに時代を溯れば溯るほど強くなっている。「民衆の、民衆による民衆のための政治」(Government of the people, by the people, and for the people)という、19世紀半ばのアメリカの政治を的確に言い当てたといわれる、ゲティスバーグでのエイブラハム・リンカーン(Abraham Lincoln, 1809-65)の有名な演説(1865年11月19日)の一章句における「民

衆」は、市民権(civil right)の所有者と等置されているし、「ジャクソン期」に提示された「民衆の主権」(sovereignty of people)なる概念は、「連邦権」(federal right)、「州主権」(state sovereignty)と並列される、アメリカ合衆国の「統治権」にかかわる三次元の概念の1つで、いわゆる「基本的人権」とも、南北戦争直前に「北部」民主党の領袖スティーヴン・ダグラスの提示した「居住者主権」(popular sovereignty)とも区別され、「統治権に対する民衆の参加権」といわれうるものであった。(楠井敏朗『『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(7),『横浜経営研究史』IX/1, 1988年、を参照)。

鈴木圭介編『アメリカ経済史』I, IIで問題にされた「民衆」は、「ジャクソン期」から南北戦争期にかけてアメリカの政治と経済を担い、南北戦争=再建後は急速な資本主義の発展の中、あるものはこのような動きを積極的に指導し、ある者はこのような動きに頑強に抵抗した合衆国市民(U. S. citizen)であった。

関連して考察しておかねばならないことは、「民衆」なる概念は本来「国家」(Nation)の対立概念であって、「資本」の対立概念ではないということである。今日来日している多くの外国人労働者をわれわれ日本人は決して同胞と同等に「民衆」とは呼ばないだろう。

秋元「ニューディール史」が「ニューディール」に関して豊富な事実を提供しわが国アメリカ経済史のもの観方を変えたユニークな労作であることは、これまでも繰り返し述べて来た。しかし、そこでは「資本の論理」と「民衆の論理」が対置されており、「民衆」はさながら「資本」の対立概念のように取扱われている。もしそれが後に考察するようにある種の歴史的限定をつけて用いられているのでないならば、それは誤りといわねばならない。

「民衆」概念は、本来、「国家」に対立する「身分」概念である。しかし、この概念がアメリカ合衆国で資本主義の急速な発展過程でいつの間にか「資本」に対立する概念、つまり「階級」概念のごとく意識され一人歩きするようになったところに、今日アメリカ史研究である種の混乱が呼び起こされるようになった一つの原因だといったら言い過ぎになるであろうか。このままでは「民衆史」と「経済史」、「政治史」との関連を問うのはかなり難しいこととなるだろう。

この問題は「国家」としてのアメリカ合衆国の発達

史を資本主義の発展との関連でどのように捉えるかという問題と深くかかわっているようにわれわれには思われる。「ニューディール」の歴史的意義は、この問題を解決しないかぎりいつまでたっても明確にされることはないだろう。

「国家」としてのアメリカ合衆国の発達史をアメリカ資本主義の発展との関連で叙述するという仕事は、残り頁少なくなった小論で十分に展開することの出来ない問題である。しかし『『民衆運動史 (社会史)』と『(政治) 経済史』の総合』を意図した秋元「ニューディール史」に関する論評をしめくくろうとしているいま、この問題のポイントだけでも示さないまま立ち去るとしたらわれわれは恐らく責務怠慢の謗りを免れ得ないであろう。

建国 (合衆国憲法制定) 以来の合衆国の発達史を考えると、その性格 (「国家」と「民衆」の関係) に決定的な変化をもたらしたと思われる大きな劃期が3つほどあったことに留意されねばならない。

第1は南北戦争=再建期である。第2は大恐慌=「ニューディール期」である。そして第3は、逡巡しながらも述べておかねばならないことだが、レーガン政権成立以後である。

われわれがここで「ニューディール期」を「国家」と「民衆」の関係史における転換期とおさえていることに注目して頂きたい。

「南北戦争前期」(1787-1860年)の国家体制は、紆余曲折はあったものの基本的には合衆国憲法に盛り込まれた共和制原則 (連邦制、三権分立、代表制) を可能なかぎり厳格に遵守しようとしたものであった。

資本主義経済体制の受容については、建国期に財務長官を勤めたアレグザンダー・ハミルトンや1820年代に「アメリカ体制」の構築をめざした経済理論家や政策立案者のように、産業革命期のイギリスの急速な工業化と世界市場の再編成を意識して、連邦政府が積極的に「民衆」の経済活動に介入しても促進すべきだと提案し、実際に一部政策として実現をはかった人もいたが、このような理念や政策は、基本的には連邦行政部あるいは連邦議会で全面的に容認されることなく、概していえば、経済活動も福祉活動も「民衆」の生活に直接かかわることとして、「地方自治」の原則のもとで、州政府または地方自治体の管理下で行なわれるか、「自助」(selfhelp)、「独立独行」(selfmade)を生

活信条とする個々の「民衆」の自由意思に委ねられた。資本主義的制度である会社も銀行も基本的には州法によって設立・認可されたものであったことは特筆すべきことである。

さらにジャクソン政権成立前後に起こった憲法修正要求 (大統領および連邦上院議員の「民衆」による直接選挙要求) も、結局は「州主権論」に基づく「地方自治」の原則によって実現されないままに終わった。

したがって、この時期には、個人 (「民衆」)-コミュニティ-州-連邦間の利害調和が緊張関係を孕みながらも貫徹していたといつてよい。「北部」における「自由労働体制」と「南部」における「奴隷労働体制」の共存はこのような国家体制のもとで始めて可能になったといえる。

とくに大切なことは、この「南北戦争前期」には、合衆国市民権 (U. S. citizenship) の定義が合衆国憲法の上に存在しなかったことである。(萩野芳夫『国籍・出入国と憲法』勁草書房、1982、p. 28) たしかに合衆国憲法修正第1条-第10条は権利の章典であった。しかしそれは、さまざまな配慮のもとで市民 (citizens) の権利を規定せず、ただ抽象的一般的に人 (persons) の権利を保障したものに過ぎなかった (同上書、同個所)。

南北戦争=再建期は、このような合衆国の国家体制を大きく修正する劃期となった。最も顕著な変化は、「州主権」の一定度の制約であった。憲法修正第13条 (奴隷および不任意の労役の禁止)、同第14条 (合衆国において出生または帰化し、その管轄権に服する凡ての人に対する市民権の賦与)、同第15条 (合衆国市民の投票権の人種、体色による差別の否定) の制定は、そのことの典型的な事例であったといえよう。

同時に、この国家体制のもとで、「民衆」の権利=利益を損わないという条件つきで資本主義的経済体制が許容された。国法銀行制度 (National Banking System) が成立した。保護貿易政策が定着した。大陸横断鉄道に対する連邦政府の補助政策 (公有地の無償払下げや連邦債の貸与) が容認された。そして外資導入促進のために南北戦争期に発行された巨額な連邦債の低利借換えとその金償還の道が開かれた。

ここで「民衆」の権利=利益を損わないかぎりというのは、すべての「民衆」に憲法上保障されている権利 (憲法修正第1条-10条)、とくにそこから派生して来たすべての人に平等な「経済的機会」という原則

の侵害排除を意味する。

この建国期に確認され、「ジャクソン期」に再確認された「民衆」の権利、そしてここから派生して来た「反独占」の理念こそ、19世紀後半を通じて、そして「革新主義」の時代(1901-1917年)になるまで「民衆」の心を捉え続けた思想であった事実をしっかりと意識に留めておくべきである。その意味で「南北戦争後期」の連邦政府は、まだ産業資本の利益のみを体现する「階級国家」ではなかったといわねばならない。

このことは諸他の先進国と異って合衆国で南北戦争=再建期に中央銀行制度(「通貨」と「資金」)の資本家階級による階級的独占の機構:今日の用語でいえば、「通貨」および「資金」の供給と循環に対する資本主義的管理機構)の成立が導き出されなかったことによって明らかとなる。

資本主義社会の基本的富は労働の産物である商品である。この基本的富を何時でも思いのまま購入できる特別の使用価値——それは他でもなく貨幣(「通貨」および「資金」)の属性である。封建制度を打破し、コマースを通じて自らの生命と財産の自由な活用を実現しようとした新しい支配者は、「近代社会」以前の基本的富である土地ではなく、この貨幣の階級的独占を市場機構を通じて実現しようとした。イングランド銀行然り。ドイツのライヒスバンク然り。日本銀行然りである。中央銀行の設立はこのようにして資本主義の成立が意識されたとき、各国で当然のこととして打ち出された政策であった。

しかし南北戦争=再建期の連邦政府(リンカン=ジョンソン=グラント政権下のそれ)は、この政策に踏み切らなかった。むしろ「資本」の経済法則(=経済的合理主義)からみればまったく不条理と思われる貨幣(通貨および資金)の非合理的管理制度たるジャクソニア・デモクラシーの歴史的産物、つまり独立国庫制度、または支金庫制度(Independent Treasury System or Sub-treasury System)を残し、この制度をフルに拡張利用して、「民衆」の経済発展のための資金管理機構を整備した。ここでは自己の労働に基づく生産物(商品)が「富」の基本的形態であることが改めて確認され、銀行の信用創造を槓杆とした他人の労働に基づく生産(資本主義生産)、あるいはたんなる「投機」やインフレーションによる資産価値の見かけだけの膨脹が可能ながざり抑制されたのである。

緑背紙幣増発要求運動グリーンバックス・ムーブメントに応じる形でさまざまな経

済的妥協の末実現された、南北戦争期に発行された不換政府紙幣(緑背紙幣)の体制内温存(ただしそれは兌換政府紙幣化を通じてであったが)、あるいはまた「銀運動」に応える形で進められた財務省による銀地金買上げ(=銀貨または銀証券の発行)政策などは、「貨幣数量説」に基づいて長いあいだ誤まってそう説明され続けて来たような「民衆」の要求(貨幣供給を増大させて物価の上昇を期待した要求)などではなく、実際は、重商主義末期にイギリスの経済学者ジェイムズ・ステュアートが論じたような安価な投資資金(cheap money:低金利の資金)に対する「民衆」の要求に応じようとした連邦政府の政策だったのである。

その意味で「南北戦争後期」の合衆国の国家体制は、条件つきながら資本主義経済体制の存立を許容した「民衆の、民衆による、民衆のための政府」であったといつてよい。

基本的には「民衆」を基盤にしなが、それゆえにこそまた同時に、「民衆」の許への貨幣的富の蓄積とともに資本主義経済体制を条件つきで許容せざるを得なかった「南北戦争後期」(1865-1929年)の国家体制は、このような意味で初めから多くの矛盾をかかえ込んだ体制であったことに留意されねばならない。

資本主義的経済体制は、いかに制度的にチェックを加えてみても、自由な市場機構を通じて「民衆」の経済的条件に格差(工業と農業の生産力的格差だけでなく、富者と貧者との経済的格差)を生み出し増幅させざるを得ない「体制」であるし、他方、同時に、その発展が順調であればあるだけ、資金と労働力の海外からの導入によって生産力の潜在的拡張能力を現実化してゆかざるを得ない「体制」である。——資本主義経済体制に内在する大きくみてこの二つの事柄が、建国以来「草の根民主主義」の基盤であり続けた農村コミュニティの解体を導き出し、「アグリタリアニズム」(agrarianism)を過去のものとし、多くの没落した農村人口の工業都市への集中と、移民労働者の工業都市への集中を同時に呼び起こしただけではない。第2合衆国銀行の特許更新拒否以後正当な地位を与えられて来なかった外資導入のための金融機構を、上記の合法的金融制度(独立国庫制度と国法銀行制度を中軸に編成されたそれ)の枠組みの外に、プライベート・バンクの形であったが整備することを不可避にしたからである。J・P・モルガン商会に代表される国際投資銀行の発達はこれであった。

このことは再建後の「国家」の性格(「国家」と「民衆」の関係)を、時代の経過とともに、したがってアメリカ資本主義の加速的な発達とともに、著しく変化させてゆくことになった。そして19世紀末の「ポピュリズム」の時代と20世紀初めの「革新主義」の時代の到来を導き出す。

われわれはこれらの時代の到来を簡単に「独占資本」、「金融資本」、「帝国主義」の時代の到来と片づけたくない。それはこれらの概念が戦後40数年のわが国歴史学界であまりにも多用され過ぎ、いわば泥まみれになり、それゆえかえて概念的に不明確になってしまっているからである。

したがってわれわれは近年の「民衆史」研究がこうした傾向に対する一つの強力な挑戦であることを願慮し、いま少し腰を据えて、生起した基本的事柄そのものを確認しながら問題に接近してゆかねばならない。

われわれはまず第1に、このような激変が、当然、連邦政府に対する「民衆」から「資本」へ向けられた「規制」要求(国法銀行制度や鉄道業に対する批判から巨大企業への批判へ発展した「反独占」という形での「規制」要求)を導き出したことを想起しておかねばならない。例えば1887年の「州際商業法」(Interstates Commerce Act)の制定、1890年の「シャーマン反トラスト法」(An Act to protect trade and commerce against unlawful restraints and monopolies)の制定などである。しかし、かかる「民衆」の要求がコミュニティを基礎においた個々の「民衆」の市民的要求ではなく、むしろ、全国的に組織された農民団体、例えば農民共済組合(granger)あるいは農業者連盟(farmers' alliance)を通じて進められたいわば組織的要求であったことに注目しなければならない。第3に、かかる「民衆」を移民労働者と区別する法的・経済的根拠がきわめて稀薄になり始めていたことに留意しなければならない。それは1つには憲法修正第13-15条で、相変らず貧しいながらも黒人に市民権と選挙権が容認されたこと、いま1つには移民労働者も自由な白人(free white persons)であるばあいには、一定条件(申請提出前5年間以上生活の本拠を合衆国にもっていること〔住所要件〕、この期間合衆国に実住すること〔実住要件〕、その間善良な道徳的性質をもち続けたことの立証〔善良性〕、その間憲法上の諸原則に忠実であり合衆国のすぐれた秩序と福祉を尊重したことの立証〔憲法原理の遵守〕、身体的に欠陥なく

簡単に英語を話し、読み書き出来ること〔教育ないし識字要件〕、合衆国の歴史と政治に関する試問にパスすること。萩野芳夫、前掲書、pp. 33-34.)を備えれば帰化し、自らも合衆国市民になれたこと。さらにいま1つには種々の条件下で落魄を余儀なくされた農民が増大し(「中西部」だけでなく「南部」でも)、その一部が都市の工場で移民労働者とともに賃金を稼得する労働者になるか、「南部」では解放民(黒人)と同様にシェアロッパーとなったこと。——このような理由で、元来「国家」に対する「身分」概念であった「民衆」(people)が、いつのまにか「資本」に対する「階級」概念(the people or populace)で捉えられるようになったことである。これに対してインディアンの市民権取得がきわめて制約されていたことについては、上田伝明『インディアンと合衆国憲法』法律文化社、1983年、が詳しく説明している。それは、インディアンに対する「自営農地法」ともいわれたいわゆる「ドーズ法」[(Dawes Severalty, or Allotment Act), 1887年]によって部分的に、1924年の「インディアン市民権法」[Indian Citizenship Act]によって全面的に認められたにすぎなかった。(同書、第3章)。

もちろん南北戦争直後(1866年)結成された最初の労働組合の連合体、ウィリアム・シルヴィス指導の全国労働者同盟(National Labor Union)や1886年に結成され20世紀になっても重要な意味をもったサミュエル・ゴンパース指導のアメリカ労働者総同盟(American Federation of Labor)が、移民労働者や黒人労働者の加入を禁止した組織であったことはよく知られている。これなどは「熟練度」を区別の決定的指標にしながらも、本質的には、人種や体色、さらには習俗や信仰の相違を尺度として、「民衆」の「身分」概念をかたくなに守ろうとした1つの制度的試みだったと捉えてよいだろう。しかし、労働騎士団(Knights of Labor, 1867年結成)や世界産業労働組合(Industrial Workers of the World, IWW, 1905年結成)といった労働者の組織は、このような制約を棄てたすべての労働者の組織であったことに注目されたい。

第4に、アメリカにおける最初の巨大企業であった鉄道業はいうに及ばず、1880年代以降多くの産業分野で、ある場合は技術独占や市場掌握を背景に超過利潤の集積-企業規模の拡大-他社の合併、ある場合はトラストの形成等を通じて、州際さらに国境を超えてまで活動する巨大企業が形成され、法人格をもったこれら

の巨大企業の企業者活動が自然人たる個々の「民衆」の個別的な経済活動よりも国民経済において遙かに重大な意味をもつようになった事実を考慮しておかねばならない。かかる企業者活動は本来合衆国憲法第1条第8節第3項にかかわる「州際通商」(interstates commerce)上の事柄であったがゆえ、その「規制」も「保護」もいまや連邦政府の職務権限内の事柄となった。したがって、政府は、これらの巨大企業の活動に対して、自然人たる「民衆」の生活と同様、あるいはそれ以上に細心の注意を支払わざるを得なくなった。すなわち、巨大企業の企業者活動やそれを取巻く企業環境、たとえば、個々の巨大企業の生産や投資(設備投資や在庫投資)、技術開発、市場調査、そして企業収益や株価の動きだけではない。貿易収支や労働市場の状況、さらには金融市場の繁閑、金利の動きや為替相場の動向などに重大な関心を支払わざるを得なくなったのである。

第5に、これに伴って、南北戦争=再建期に構築された金融構造(資本主義的経済体制の発展にとって必ずしも合理的でなかったそれ)に、抜本的な改革が必要になったことが意識に留められねばならない。(この点については、楠井敏朗『アメリカ資本主義と民主主義』多賀出版、1986年、第5章、鈴木圭介編『アメリカ経済史』II、第1章、第3節、1、第2章、第2節、1、を参照されたい)。連邦準備制度の成立(1914年)は、その1つの帰結であった。

さて、われわれは以上注意を喚起した諸事実を踏まえて、いま一度、秋元「ニューディール史」で問われた「ニューディール」評価の3つの視点を捉え直してみると次の事柄がだんだんとはっきり見えてくるようになる。

まず第1は「資本主義の組織化」とはなにかという問題である。以上考察したことから明らかなように、われわれは、これが他でもなく「国家」の性格の変化、すなわち、本来の「国家」と「民衆」の関係から「国家」と「巨大企業」の関係に摩り替えられたことと深くかかわっていることに気づく。この摩り替えは基本的には「民衆」の「身分」概念から「階級」概念への摩り替えを基盤にしていたことはもはや繰り返すまでもない。19世紀末から20世紀初めのアメリカでは、もはや連邦政府(行政部、立法部、司法部)と個々の市民との関係(「国家」と「民衆」の関係)が大きな意味をもっていたのではない。個々の資本家と個

々の労働者の関係が問題となっていたのでもない。連邦政府と巨大企業との関係こそが際立って重要な問題だと意識されるようになっていたし、この巨大企業と組織された労働者との関係が重要な問題となっていたのである。

20世紀に入って目立つようになったクローズドショップ型の労働組合からオープンショップ型の労働組合への転換は、まさにいまみたようなこと、すなわち、巨大企業の経営戦略が組織された労働者の意思(職務条件や賃金)さえも決定するほど自己を貫徹し始めたことを示す1つの大切な事実であったといえよう。

そしてまたここでどうしても書き加えておかねばならないことは、この巨大企業そのものが、それを構成したテクノクラートのメカニカルな組織そのものになってしまっていたという事実、しかしそれにもかかわらず、いやまさにそれゆえこそ、巨大企業があたかもそれ自体意思をもった自然人であるかのごとく大手を振って経済界を闊歩し始めるようになっていたという事実である。

関連してわれわれは次の事実にも留意しておかねばならない。すなわち、いまや「国家」機構そのものが、「規制」するにせよ「保護」するにせよ、大規模化する巨大企業の企業者活動に照応して自ら巨大化し、組織化され始めていたということ、これである。

アメリカ合衆国を構成する個々の「民衆」——かれらがすべて組織化された機構のなかで始めて自己を実現するようになっていたこと、この事実こそ、いわゆる「資本主義の組織化」に他ならないとわれわれは考える。これらの「民衆」は、もはや自分のことを生産者とは思わない。秋元「ニューディール史」が適切にも言い当てたように、かれらは自分のことを「消費者」または「納税者」としか意識してないのである。

秋元「ニューディール史」は、セオドア・ローズヴェルト政権から始まった「革新主義」の時代がアメリカにおけるかかる「組織化」の第1段階であったと指摘した。われわれもそう思う。

秋元「ニューディール史」は「ニューディール期」が「組織化」の第2段階だと論じた。われわれもこの指摘を正しいと思う。

だが、「組織化」の動因と内容において、われわれは秋元「ニューディール史」と違った見解をもっているといわねばならない。

「革新主義」の時代には、「規制」するにせよ「保

護」するにせよ、「国家」は巨大企業に対して、セオドア・ローズヴェルトが「よい企業」と「悪い企業」を区別したように、さながら自然人に対するごとく個々に対応した。しかし「ニューディール」の「革新主義」との隔絶は、違憲判決(NIRAは1935年5月最高裁によって通商条項違反〔州主権の侵害〕および立法権の行政部への不当な委任〔立法権の侵害〕の理由で違憲とされた。AAAは1936年1月、課税権の逸脱として違憲の判決を受けた)の憂き目こそみたが連邦政府が、NIRAあるいはAAAを通じて、アメリカの国民経済において重要な地位を占める巨大企業なり大農場なりに対して、個別的にでなく一般的に、「規制」または「保護」を加える政策を打ち出したことである。

同様はじめはNIRAにおいて、そしてその違憲判決後は「ワグナー法」(1935年)によって、連邦政府は、AFLを主体とする組織労働者に対して団結権と交渉権を認めて、個々の「民衆」ではなく組織された労働者に対して、「資本」と共存する重要な階級的存在であることを容認した。

この2つのことは、合衆国が「巨大企業」-「大農場」-「巨大労働組合」のいわば三位一体的関係によって構成された文字通り「資本主義国家」であることを公的に認知し、かつ宣言したもので、アメリカにおける「資本主義の組織化」の確立を示す明確な指標だといってよからう。

ここでどうしても付記しておかねばならないことは、次のことである。すなわち、はじめ違憲判決を下した連邦最高裁判所でさえ、1937年のいわゆるローズヴェルト大統領による「最高裁判所抱き込み政策(court packing plan)後(通例それ以前を「オールド・コート」、それ以後を「ニュー・コート」と呼ぶ)、連邦議会の制定した、野放しの「経済的自由」に一般的に「規制」を加える社会経済立法を合憲と判決するようになったことである。(芦部信喜『司法のあり方と人権』、東京大学出版会、1983年、pp.97-104、を参照)。かくて「組織化」に立ち塞がるものはもはやなくなったのである。

さらにわれわれは、かかる「組織化」をより徹底させるために企てられた政策が、連邦準備制度の改組(1935年)であり「金準備法」の制定(1934年)であったことに思い至るべきである。連邦政府は「金準備法」によって「貨幣本位に対する完全な統制の財務省への

委譲」を実現した。それだけではない。旧秩序(金本位制度と自由貿易体制)を保持したままでの外国為替相場安定化の国際協力策には限界があると判断し、ウォレン=ピアソンの価格理論によりながら、金価格引上げ(=ドル切下げ)政策を断行した。この政策の経済史的意義の第1は、秋元「ニューディール史」でも指摘された通り、ドルの59.06%切下げによる物価上昇の実現である。第2は、貨幣=信用政策に対する統制を財務省が取得したことである。第3は、この措置によって得られた帳簿上の利益、28億ドルのうち20億ドルをもって、為替相場の安定基金を設置したことである。これによってドル価値の安定化が促進された意義は、その後アメリカ合衆国が崩壊した世界経済の再建において経済的主導権を握ってゆく上で果たした役割と関連づけてきわめて大きいといわねばならない。第4は、ドルの「通貨」価値の安定がもたらした外国からの金流入の急増である。

F・ローズヴェルト政権は、この「通貨」価値安定と貨幣用金の流入を背景に連邦準備制度を通じて、貨幣(「通貨」と「資金」)の供給と循環を今までよりも遙かに合理的に行ないうる斬新な政策手段(公開市場操作、預金準備率操作、金利操作の三つから構成された連邦準備政策:ただし、これが十全に機能するようになるのは、1951年の「アコード」以後のことである)を整備させた。

これによって巨大企業は、金融市場を支配したマネー・トラスト(例えば19世紀末から20世紀初めのJ・P・モルガン商会)に個別的に従属することなく、いわば半官・半民の連邦準備制度の金融政策を通して金融市場から資金の調達と運用を果たし、自社の企業戦略を追求する条件を整えることが出来るようになった。

「規制」または「保護」の個別性から一般性への転化(Sachlichkeitの一層の進展)こそ、「資本主義の組織化」のより高度な進展を示す指標だといえよう。

ところで注意すべきは、「ニューディール期」に進展した「規制」(regulation)は「革新主義」の時代のそれと混同さるべきではないということである。両者の間には連続性などまったくなく深々とした隔絶があった。

「革新主義」の時代までは「国家」は、すでに幻想ではあったが「民衆」(合衆国市民)の権利=利益の擁護のため巨大企業の企業者活動に大きな「規制」を加えようとした。労働組合に対しても、「シャーマン反

トラスト法」(1890年)を適用して規制しようとした。しかし、「ニューディール」の隔絶は、かかる幻想をかなぐり捨て、すでに事実関係として力もち始めていた「巨大企業」-「大農場」-「巨大労働組合」の三位一体的関係を認知したことである。したがって「ニューディール期」以後レーガン政権成立までの「規制」はそれまでとは方向性を完全に換え、いまや「国家」存立の経済的基礎となったかかる三位一体関係を維持するための「規制」となった。それは他でもない、国民経済の安定、雇用水準の維持、恐慌回避、投機防止を柱とした一般的「規制」であって、個々の巨大企業あるいは労働組合に対する直接的個別的「規制」ではなくなったのである。

第2は「現代福祉国家化」の問題である。「民衆」の権利と利益が現実の生活において個別的でなく「組織」を通してでなければなかなか実現され難くなった時、建国以来合衆国で重要な意味をもった「自助」および「独立独行」の思想と行動は、連邦政府の政策を決定する上に大切な尺度とはならなくなった。その代り連邦政府にとって重要な政策課題となったものは、「組織」からはみ出た多くの個々の「民衆」に対する慈善的(あるいは人道的)救済であった。失業者、病人、老人、その他暮らしに困った貧しい多くの人々の救済である。

1935年の「社会保障法」は、大要つぎの事柄を定めた。第1は、雇主・被用者の双方から徴取される保険料を原資として、連邦政府によって管轄される老齢年金制度(いわゆる社会保障)を創設する。第2は、雇主から保険料を徴取して主として州政府によって行われる失業保険制度を設立し、連邦政府はこれを補助する。以上である。大恐慌下、ロシア革命後の社会主義化の進展、あるいは日独伊のファシズム化の動きが、かかる政策を必要不可欠なものにしたことは改めて指摘するまでもない。

この政策が第2次世界大戦後ジョンソン政権下で完成されるかの「現代福祉国家」化の道を掃き清めたことはよく知られている。

われわれは、「ニューディール」の3つのR(「救済」、「復興」、「改革」)の関連を、以上みたような論理的・歴史的脈絡のなかで理解しようとしている。したがって「ニューディール」をアメリカにおける「国

家」の性格(「国家」と「民衆」の関係)の決定的な転換期と捉えているのである。

最後に第3に「民衆の論理」に関して論及しておかねばならない。

秋元「ニューディール史」ではそれは「消費者、納税者、そして草の根の市民連合」の論理として用いられている。われわれの用いる「民衆の論理」は「民主主義の論理」である。いいかえれば「国家」の主権者たる「民衆」(国家市民)の「国政への参加権」である。アメリカ合衆国で「草の根民主主義」が語られる場合、本来、かかる主権者たる「民衆」が日常的に政治にかかわることを意味していた。それは、基本的には、「民衆」が日常的に居住するコミュニティの政治にかかわること、そしてこれを土台にして、州または地方自治体の政治、さらには連邦の政治に参加してゆくことに他ならない。これこそ建国期に確認されたあの共和制の原則(三権分立、連邦制、代表制)の遵守以外にない。この原則が200有余年のアメリカ史のなかで資本主義の発展とともに変質し、有名無実化された結果かくも痩せ細った「民衆」と「民衆の論理」が一人歩きし始めるようになったと感じているのはひとりわれわれだけではあるまい。

レーガン政権下の「規制」緩和政策は、いまやこの痩せ細った「民衆」をさえ見棄てて、アメリカの巨大企業の多国籍企業化をますます促進し、外国企業の国内進出を許し、「民衆」と「巨大企業」との関係さえ希薄化しつつある。「ニューディール期」に基礎をおかれた「巨大企業」-「大農場」-「巨大労働組合」の三位一体的関係さえ崩壊し去ったのに、巨大企業の海外進出のためには、「民衆」の国民感情を利用して外国のナショナル・インタレストを打砕こうとしている。

しかしいずれにもせよ、われわれは秋元「ニューディール史」からいろいろの新しい事柄とものの考え方を学んだ。この研究が多くの人々によって批判的に継承発展され、わが国アメリカ経済史研究に大きく寄与することを期待して筆を措きたい。

(付記) 本論文の作成過程で、本学部の同僚で憲法学者である青柳幸一教授に多大の学恩を受けた。記して感謝の意を表したい。

[くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授]